

公益財団法人偕行社定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人偕行社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及、陸上自衛隊等に対する必要な協力、英靈の慰靈顕彰及び自衛隊殉職者の追悼等並びに地域社会活動に対する協力等を行い防衛基盤の強化拡充を図り、もってわが国の平和に関する国政の健全な運営の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及
 - 二 陸上自衛隊等に対する必要な協力
 - 三 英靈の慰靈顕彰及び自衛隊殉職者の追悼、戦没者の遺骨収集並びに自衛隊殉職者遺族の援護
 - 四 地域社会活動に対する協力及び国内外の友好団体との交流
 - 五 集会施設等の運営
 - 六 図書等及び物品の販売
 - 七 会員の研鑽と親交
 - 八 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計等

(基本財産等の維持・管理・運用)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって維持・管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又は担保に提供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 この法人の財産（基本財産を含む。）の維持・管理・運用は、理事長が行うものとし、その細部は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程（以下「財産管理運用規程」という。）による。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（書面又は電磁的記録）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類（書面又は電磁的記録）については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 この法人は、第1項の書類を、毎事業年度の開始の日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（書面又は電磁的記録）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第一号及び第二号の書類については、その内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次に掲げる書類を5年間、定款を常時、それぞれ主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は、第1項及び第2項の書類を内閣府令で定めるところにより、毎事業年度の終了後3箇月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法務省令で定めるところにより、貸借対照表を第51条に定める方法で公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第四号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員及び評議員会議長)

第10条 この法人は、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

3 評議員は、理事会の決議により別に定める情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）第6条から第9条の規定に従い、定款、会計帳簿、計算書類等及び議事録の閲覧等を請求することができる。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 この法人の評議員のうちには、理事のうちいずれか1人と次のイからホまでに掲げるその親族その他特殊の関係がある者の数、又は評議員のうちいずれか1人と次のイからホまでに掲げるその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、この法人の監事と次のイからホまでに掲げるその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

イ 当該親族関係を有する評議員の配偶者又は親族

ロ 当該親族関係を有する評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該親族関係を有する評議員の使用人及び使用人以外の者で、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

二 ロ又はハに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者

ホ 当該親族関係を有する評議員及びロからニまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第十五号に規定する役員（①において「会社役員」という。）又は使用人である者

① 当該親族関係を有する評議員が会社役員となっている他の法人

② 当該親族関係を有する評議員及びロからニまでに掲げる者、並びにこれらの者と法人税法第2条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

三 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

- 3 理事会は、次期評議員の候補者を評議員会に推薦する。
- 4 理事会は、評議員会に次期評議員の候補者を推薦する場合、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
 - 一 当該候補者の経歴
 - 二 当該候補者を候補者とした理由
 - 三 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - 四 当該候補者の兼職状況
- 5 評議員会は、第10条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員の補欠を選任することができる。その場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 一 当該候補者が評議員の補欠である旨
 - 二 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - 三 同一の評議員(2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員)につき2名以上の評議員の補欠を選任するときは、当該評議員の補欠相互間の優先順位
- 6 第5項に定める評議員の補欠の選任に係る決議は、当該決議後、6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の職務及び権限)

第12条 評議員は、評議員会を構成し、第16条に規定する事項を決議するとともに、法令に定める個別の権限を行使する。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、評議員会の決議により別に定める出張等旅費及び所要経費支給規程（以下「旅費等支給規程」という。）による。

第 5 章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書、並びに財産目録の承認
- 三 定款の変更
- 四 残余財産の帰属
- 五 基本財産の処分又は除外の承認
- 六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が評議員に対して開催日の5日前までに、書面又は電磁的方法をもって会議の日時及び場所、並びに目的である事項を通知して招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。この場合には、理事長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

（評議員会議長）

第19条 評議員会議長の選定及び解任は、評議員会の決議によって行い、その任期は6年とする。

2 評議員会議長は、評議員会の議長として会議の秩序を維持し、議事を整理する。

（決議）

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 基本財産の処分又は除外の承認
- 三 役員の損害賠償責任の一部免除
- 四 その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第16条に定められた評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員会議長及び理事長並びに議事録署名人(評議員)2名は、前項の議事録に記名押印する。
ただし、決議の省略及び報告の省略においては、理事長及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

第24条 この法人は、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上10名以内
- 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、数名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第一号に定める代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第二号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任等)

- 25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事会は、次期理事及び監事の候補者を評議員会に推薦する。
- 3 理事会は、評議員会に次期理事及び監事の候補者を推薦する場合、第11条4項を準用して行うものとする。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び必要な常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、副理事長と専務理事は兼ねることができる。

- 5 この法人の理事のうちには、理事のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるものとして政令で定める者（第11条第2項第一号の評議員を理事と読み替えるものとする。）である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 6 この法人は、他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者（第11条第2項第二号の評議員を理事と読み替えるものとする。）である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 7 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）、評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 8 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第一号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。
- 9 評議員会は、第24条で定める理事の定数を欠くこととなるときに備えて、理事の補欠を選任することができる。その場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 一 当該候補者が理事の補欠である旨
 - 二 当該候補者を1名又は2名以上の特定の理事の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名
 - 三 同一の理事（2名以上の理事の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の理事）につき2名以上の理事の補欠を選任するときは、当該理事の補欠相互間の優先順位
- 10 第9項に定める理事の補欠の選任に係る決議は、当該決議後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（理事の職務及び権限）

- 第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行する。
 - 3 業務執行理事のうち、副理事長は理事長を補佐し、専務理事は理事長及び副理事長を補佐するとともに事務を掌理し、それぞれこの法人の業務を執行する。常務理事は、専務理事を補佐するとともに、それぞれこの法人の業務を分担執行する。
 - 4 常務理事の職務は、理事会の決議を経て、評議員会の決議により別に定める施行規程（以下「施行規程」という。）による。
 - 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第27条 監事は、理事の職務の執行並びに毎事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告及びこれらの附属明細書を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局の職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類（書面又は電磁的記録）その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 8 監事は、前各項に定めることのほか監事に認められた法令上の権限行使する。

（役員の任期）

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

- 2 理事の任期は、原則として3任期とする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事長が事故等により欠けた場合には、直ちに理事会を開催して新理事長を選定する。また、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員に対する報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前項に関し必要な事項は、旅費等支給規程による。

(責任の免除)

第31条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条

第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長、副会長及び相談役)

第32条 この法人は、会長及び副会長並びに数名の相談役を任意に置くことができる。

2 会長及び副会長はこの法人の業務全般について理事長の諮問事項に助言することができ、相談役は理事長の相談に応じて参考意見を述べることができる。

3 会長及び副会長並びに相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 会長及び副会長並びに相談役は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次に掲げる事項について決議する。

一 この法人の業務執行（第7条に規定する事業計画書、収支予算書等）の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

四 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

五 その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 事務局長及び総務部長の選任及び解任

四 重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- 一 理事長が必要と認めたとき
 - 二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - 三 前号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - 四 第27条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が各理事及び各監事に対して開催日の5日前までに、書面又は電磁的方法をもって、会議の目的及び場所、並びに目的である事項を通知して招集するものとする。ただし、前条第3項第三号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第四号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第二号又は第四号前段の規定に該当する場合には、その請求があつた日から2週間以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

- 一 配当の受領
- 二 無償新株式
- 三 株主配当増資への応募
- 四 株主宛配布書類の受領

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

ただし、決議の省略及び報告の省略においては、理事長及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款変更、合併及び解散

(定款の変更)

第42条 この法人の定款の変更に関する評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。ただし、第45条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については、変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、この定款の第3条、第4条及び第11条の変更に関する評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般社団・財団法人法に規定された法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡、並びに公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他一般社団・財団法人法第202条（ただし、第1項第二号を除く。）で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、評議員会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第十七号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第十七号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国に帰属させるものとする。

第 9 章 委員会

(委員会の設置等)

- 第47条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、任意の機関として、常置委員会及び特別委員会を設置する。
- 2 前項に規定する委員会は、施行規程の定めるところにより理事長が指名する常務理事、並びに専務理事が委嘱する常務執行役及び委員をもって構成する。
 - 3 第1項に規定する各委員会は、所掌事項を処理するとともに、この法人の業務運営及び事業の推進に資する計画（案）等、並びに業務の適正確保に必要な体制の運用及び改善に関する参考意見を運営企画会議に提出する。なお、必要に応じて、理事会に提出するものとする。
 - 4 委員会の運営に関し必要な事項は、施行規程による。

第 10 章 事務局及び支部

(事務局の設置等)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び総務部長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務管理規程による。

(支部の設置)

- 第49条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第 11 章 会 員

(会員)

- 第50条 この法人の主旨に賛同して加入する個人又は団体を普通会員、家族会員、賛助会員及び名誉会員とすることができます。
- 2 普通会員及び家族会員は、この法人の事業を実施・援助する個人で、施行規程の定めるところにより入会した者とする。
 - 3 賛助会員は、この法人の事業を協賛・援助する個人又は団体で、施行規程の定めるところにより入会した者とする。
 - 4 名誉会員は、この法人に対して特に功労のあった者及びこの法人の事業に関する学識経験者のうちから、理事会の決議を経て、理事長が定める。
 - 5 前各項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、評議員会の決議により別に定める会員規程による。

第 12 章 公告及び情報公開等

(公告の方法)

- 第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、情報公開規程による。

第13章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会・評議員会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、山本 卓真とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

| | | | | | |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 森松 俊夫 | 田澤 昌成 | 原田 重穂 | 吉川 裕男 | 佐藤 博志 | 竹田 五郎 |
| 小川 晴志 | 高橋 剛太郎 | 中尾 博邦 | 野口 清秀 | 総山 友雄 | 皆本 義博 |
| 瀬川 忠行 | 谷尾 侃 | 萩小田 廣男 | 吉田 豊 | 鯨井 優直 | 河野 一欣 |
| 清水 廉 | 中里 英二 | 平井 一郎 | 森 正道 | 小山内 昭三 | 小山 満之助 |
| 鈴木 一直 | 鈴木 芳雄 | 内藤 稔 | 弘中 昭夫 | 真柳 敬 | 森 繁弘 |
| 茨木 治人 | 小倉 健男 | 大澤 俊夫 | 大槻 茂 | 清水 典郎 | 西村 淳 |
| 藤川 忠重 | 丸山 哲 | 高橋 光弘 | 尾方 正明 | 小林 敏久 | 長屋 晃 |
| 小松 嶺生 | 川口 渉 | 胡麻本 剛 | 吉橋 誠 | 今野 茂雄 | 中村 幹生 |
| 赤坂 けい | | | | | |

5 この定款は、平成26年12月11日より改定施行する。

6 この定款は、平成27年 3月14日より改定施行する。

7 この定款は、平成28年 6月11日より改定施行する。

8 この定款は、平成29年 3月11日より改定施行する。

- 9 この定款は、平成31年 3月16日より改定施行する。
- 10 この定款は、令和 元年 6月 8日より改定施行する。
- 11 この定款は、令和 3年 8月 5日より改定施行する。
- 12 この定款は、令和 4年 4月 1日より改定施行する。
- 13 この定款は、令和 4年 6月 17日より改定施行する。
- 14 この定款は、令和 5年 6月 16日より改定施行する。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
債権及び預貯金 弐千萬円（20,000,000円）

本書は、公益財団法人偕行社の定款である。

公益財団 法人 偕行社 理事長 火 箱 芳 文 